

指定金融機関の選定要件

項目	指定金融機関 選定要件
金融機関の概要	<ul style="list-style-type: none"> ① 指定金融機関を受託できるだけの体制、実績があること。 ② 指定金融機関を受託できるだけの健全性を有していること。 ③ 派出に係る経費が経済的であること。 ④ 各種手数料が適正であること。 ⑤ 災害時におけるBCP対策がなされていること。 ⑥ 個人情報保護の遵守体制が確立されていること。 ⑦ 指定金融機関としてのアピールポイントが優れていること。
法人用ネットバンキング	<ul style="list-style-type: none"> ①法人用ネットバンキングシステムを利用した公金取扱業務（照会機能、総合振込、給与振込等）が可能であること。 ②セキュリティ対策が確保されていること。 ③照会機能（入出金明細、振込結果確認、振込予約確認及び口座残高等）については、画面表示、印刷（またはダウンロード）が可能であること。 ④総合振込及び給与振込時のデータについてシステム上制限がない、又は制限があっても業務に支障がないこと。 ⑤導入時及び運用時に係るサポート体制が確立されていること。
収納業務	公金の収納及び払込みを受けたときは、可能な限り速やかに南知多町会計管理者名義の預金口座に受け入れができること。
支払業務	<ul style="list-style-type: none"> ①会計管理者の振出した小切手または会計管理者の通知に基づいて支払業務を行うこと。 ②全国銀行協会の提供する通信網（全国銀行データ通信システム）を利用した他の金融機関への振込が可能であること。 ③誤振込等となった場合には、その旨の連絡並びに組戻し及び訂正作業の迅速な対応が可能であること。 ④指定した金種で現金の払出しが可能であること。
担保の提供	地方自治法施行令 168 条の 2 第 3 項の規定により、現金を担保として提出すること。
残高証明書	毎月末の発行が可能であること。
受払日報等	<ul style="list-style-type: none"> ①受払日報等の作成が可能であること。 ②指定代理金融機関及び収納代理金融機関が作成した受払日報等を取りまとめの上、総合受払日報等（月報、年報を含む）の作成が可能であること。 ③受払日報等及び総合受払日報等は会計課に前日分の提出が可能であること。
歳入システム	歳入システムの導入が可能なこと。
派出所の設置	要

※南知多町水道事業については出納取扱金融機関として別途指定し、南知多町指定金融機関に準ずる。

※知多南部衛生組合については指定金融機関として別途指定し、南知多町指定金融機関に準ずる。

指定金融機関選定 審査基準

審査項目	指定金融機関選定 評価視点	配点
金融機関の概要	・ 指定金融機関としての業務遂行能力、危機管理など	40
	① 指定金融機関としての体制、実績の有無、健全性	
	② 派出に係る体制の充実度、経済性	
	③ 各種手数料の経済性	
	④ A T M設置に関する提案（設置の可否など）	
	⑤ 災害時における B C P 対策の充実度	
	⑥ 個人情報保護遵守体制・取組状況からみられる信頼度	
⑦ アピールポイントの充実度		
法人用 ネットバンキング	・ ネットバンキングの利便性・信頼性・サポート体制の充実度など	25
	⑧ ネットバンキング利用料	
	⑨ 情報セキュリティ機能の水準	
	⑩ 口座照会機能の充実度及び利便性	
	⑪ 総合振込機能の充実度（制限の有無）及び利便性	
	⑫ 給与振込機能の充実度（制限の有無）及び利便性	
	⑬ 導入時、運用時におけるサポート体制の充実度	
収納事務 支払業務 歳入システム	・ 円滑な収納事務及び支払事務が可能か。	25
	⑭ 公金となる時期	
	⑮ 納付書での支払いの対応	
	⑯ 誤振込等となった場合、組戻し訂正作業の対応	
	⑰ 金種を指定した現金出金の利便性	
⑱ 歳入システムに係るコストの経済性		
その他提案	⑲ 業務効率化又は経費削減、お客様サービス向上に資する提案内容の充実度	10
合 計		100